

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準備書面 6

(本件運用の存在について1)

2025年2月14日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	井	桁	大	介	代
同	弁護士	浦	城	知	子
同	弁護士	亀	石	倫	子
同	弁護士	谷	口	太	規
同	弁護士	戸	田	善	恭
同	弁護士	西		愛	礼
同	弁護士	宮	下		萌
原告ら復代理人弁護士	千	葉	飛	鳥	代

第1	本準備書面の概要・本件運用の存在と各主張との関係性	4
1	本準備書面の概要	4
2	本件運用の存在と各主張の関連性	5
第2	日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査からも本件運用の存在が裏付けられること	6
1	日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査及び意見書の概要	6
(1)	調査会社及び意見書の専門性及び第三者性について	7
(2)	調査手法	7
(3)	調査対象者	8
(4)	言語	9
(5)	調査期間	9
2	サンプリング及び割付	9
(1)	在留外国人のサンプリング（標本抽出）について	9
(2)	在留外国人サンプルの割付について	10
3	日本人と在留外国人との間で職務質問を受けた経験について極めて大きな差が見られること	11
(1)	単純集計の結果	11
(2)	国籍以外の属性が職務質問の経験に影響を与えている可能性が低いこと	14
ア	性別	14
イ	年齢	15
ウ	居住地域	16
4	検定結果	18
5	結語	19
第3	警察内部で本件運用があることを裏付ける証言が存在していること	20

1	ノルマ制度の存在.....	20
2	ノルマを稼ぐために外国人を対象に職務質問を行う運用がなされていたこと.....	21
3	外国人取り締まり強化月間の実施.....	23
4	小括.....	24
第4	外国ルーツの人たちから本件運用を裏付ける多くの証言があること.....	24
第5	被告らの内部文書についての説明について.....	24
1	被告愛知県「若手警察官のための現場対応必携」について.....	24
2	その他警察官向け各種文献.....	27
第6	まとめ.....	28

原告らは本準備書面において、大規模比較調査などの証拠によって、本件運用が存在することを立証するとともに、本件運用の存在に関する被告らの主張に対して反論する。

第1 本準備書面の概要・本件運用の存在と各主張との関係性

1 本準備書面の概要

被告東京都と被告愛知県は、それぞれ「人種、肌の色、国籍または民族的出自」のみを理由として職務質問を行うことは「もとより警職法2条1項の要件を欠く」と自認しつつ（被告愛知県準備書面（1）2ページ、被告東京都準備書面（1）3ページ）、「人種、肌の色、国籍または民族的出自」に基づき職務質問を行うような運用（「本件運用」）は、原告らが職務質問を受けた当時から現在まで存在していないと主張する（被告愛知県準備書面（1）3ページ、被告東京都準備書面（1）15ページ）。

しかし、「人種、肌の色、国籍または民族的出自」に基づき不審事由を認定して職務質問を実施する本件運用は現に存在している。

本準備書面では、訴状において引用した各種証拠に基づく主張に加えて、新たに厳密な条件下において実施した日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査の結果とその分析（甲25及び甲26）、警察内部で職務質問に従事していた元警察官による証言（甲31から34）を元にし、この点につきさらに主張・立証を行う。

また、被告愛知県は、原告らが訴状において指摘した警察内部の文書等については本件運用を裏付けるものではないと主張することから、これに対する反論も併せて行う。

2 本件運用の存在と各主張の関連性

本準備書面において主張立証する本件運用の存在は、原告の以下の主張と関連するものである。

第一に、被告国に対する確認請求（請求の趣旨6）の本案前審理との関係において、本件運用が存在していることが認められれば、原告らが今後も本件運用に基づく違法な職務質問を受けて、その法的権利を害される現実的危険・不安が存在していることになる。原告らが請求の趣旨で求めている違法確認判決を受けることによって、本件運用の違法性が確認されれば、被告国は被告東京都及び被告愛知県に対する指導監督を通して、「あらゆる形態の人種差別」に含まれる本件運用をなくす義務を負い（警察法16条の2項、人種差別撤廃条約2条等）、これにより原告らの将来にわたる危険・不安が除去されることになるのであるから、確認の利益が認められる。

第二に、同じく被告国に対する違法確認請求（請求の趣旨6）の本案審理との関係において、本件運用の存在は、被告国の被告東京都および被告愛知県に対する指導監督義務の内実を構成する、調査・指導により本件運用を「撤廃するための積極的措置を講ずる」義務（人種差別撤廃条約・警察法16条2項等）の前提事実となる。

第三に、被告東京都及び被告愛知県に対する違法確認請求（請求の趣旨4及び5）との関係において、本件運用が存在していることが認められれば、原告らが現在に至るまで被告東京都及び被告愛知県から本件運用に基づく職務質問を受けてきており、今後もその法的権利が侵害される現実的不安・危険が存在していることになり、確認の利益が認められる。

第四に、被告らに対する国家賠償請求（請求の趣旨1ないし3）との関係において、本件運用が存在していることが認められれば、被告東京都や被告愛知県の警察官は、不審事由がなくとも外国人であれば職務質問をすることとなっていたことが

裏付けられ、原告らに対する職務質問において客観的で具体的な不審事由がなかったことを推認させる一つの裏付けとなる。

第五に、同じく被告らに対する国家賠償請求（請求の趣旨1ないし3）との関係において、本件運用が存在していることが認められればその違法性が基礎付けられることになる。すなわち、原告らに対して、不審事由がないにも関わらず、組織的に、繰り返し職務質問が行われていることを示すものであり、私的領域に対する過度な侵入となつてみだりに職務質問を受けない自由を侵害してきたこと（憲法13条、訴状26ページ）を示す。また、本件運用の存在は、警職法2条1項の要件を満たさないのにレイシタル・プロファイリングに基づく職務質問を行うように組織的に教示・推奨していることを意味するから、警察権の行使としての裁量逸脱の逸脱・違法を裏付けることになる（訴状30ページ）。

第六に、同じく被告らに対する国家賠償請求（請求の趣旨1ないし3）との関係において、本件運用の存在は、原告準備書面8において主張するように国賠法上の違法の認定におけるいわゆる職務行為基準説の判断における主張立証責任に影響することとなる。

第七に、同じく被告らに対する国家賠償請求（請求の趣旨1ないし3）との関係において、本件運用の存在は、組織的という観点からも反復継続的という観点からも被告らの行為の悪質性を基礎付けることになり、原告らが職務質問で受けた損害の重大性を示すこととなる。

第2 日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査からも本件運用の存在が裏付けられること

1 日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査及び意見書の概要

原告らは、本件運用の存在を明らかにすべく日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査（以下、「本調査」という。）を株式会社 

に依頼した（甲 25：警察の職務質問に関するアンケート調査〈結果報告書〉）。また、本調査を踏まえた統計学的・社会的な分析を社会学者の曹慶鎬氏に依頼した（甲 26：意見書）。以下、本調査及び曹慶鎬氏の意見書の概要を述べる。

（１）調査会社及び意見書の専門性及び第三者性について

調査を依頼した は、等の多数の官公庁や地方自治体からの委託を受けており（甲 25・69 頁）、とりわけ外国人に対する調査では、調査スキルやモニター数等について日本でもトップクラスの調査会社であり、専門性及び第三者性に疑いの余地はない。

また、意見書を執筆した曹慶鎬氏は計量調査研究を専門とする社会学者であり、専門性が担保された第三者である。

（２）調査手法

本調査の調査手法は、インターネットを使ったモニター調査である。具体的には、に登録をしている調査対象者（モニター）に対してウェブアンケートシステムを用いて調査対象者から回答を求めるという方式が用いられている。そのため、本調査は厳密な意味でのランダムサンプリング

（無作為抽出）ではない。しかしながら、このようなモニター調査は、近年学術調査等においても多用されており、そのような調査においては、下記第 2 の 4 記載の統計的検定も行われている。意見書においても、モニターを利用した調査が一般的に利用されるようになっており、「特に、回答者の属性の割り付けなどを注意深く設計すれば、日本人と外国人といった複数の対象の比較という観点からは、より正確な調査結果が期待できる」点が指摘されている（甲 26・3 頁）。

(3) 調査対象者

調査対象者は、のモニターに登録しているそれぞれ20歳～59歳の日本人521名、在留外国人422名である(甲25・3頁)。

調査票の設問数は日本人用の調査は18問であり、在留外国人用の調査は20問(国籍及び在留資格の質問を追加)である(甲25・28～66頁)

調査対象者については、日本人サンプルでは、関東圏在住者に絞って調査を行った。これは、比較対象である在留外国人の居住地域は、関東圏が多いからである(甲25・6頁)。在留外国人サンプルについては、居住地域の限定はない(甲25・3及び6頁)が、在留外国人の居住地域が関東圏に多いことからすれば、調査対象者も関東圏在住者が多いと予想される。

割付については、日本人サンプルでは、性別、年齢階級及び居住地域(都道府県)に関して、関東圏内の都道府県在住者の人口統計に合わせて割付が行われている(甲25・3及び6頁)。在留外国人サンプルでは、性別について可能な限り男女半々になるように回収が行われ、年齢階級についても可能な範囲で偏りがなくなるよう幅広く回収が行われた(甲25・3頁及び6頁)。

性別について日本人及び在留外国人サンプルの間で大きな差はない。また、年齢階級及び居住地域については、一定の差が見られるものの、下記第2の3(2)イ及びウに記載のとおり、年齢階級及び居住地域の違いを考慮しても、職務質問経験を有する外国人は日本人と比較して顕著と言える。意見書においても、「日本人と外国人の間の相違は、性別や年齢、居住地域といった回答者の属性を考慮しつつ精査したところ、かなりの確度で信頼できる結果と言える」と結論付けられている(甲26・9頁)。

なお、在留外国人サンプルに対するサンプリングと割付については、下記第2の2に詳述するとおり、北東アジアの国籍を有する者は日本人と「見た目」では判断が付きにくいことからサンプルから除外し、永住者数ベースで割付を行っている。

(4) 言語

言語は、日本語、ベトナム語、インドネシア語、英語、フランス語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語及びビルマ語の10言語である（甲25・4頁）

(5) 調査期間

本調査は、2024年8月7日から同年8月29日の間に行われた（甲25・3頁）

2 サンプルング及び割付

(1) 在留外国人のサンプルング（標本抽出）について

一般的な日本人と外国人との比較調査であれば、サンプル（標本）は可能な限り出入国在留管理庁の統計上の比率に揃えるべきと思われる。しかしながら、本調査の目的は、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるか否か」を検証することである。即ち、警察官から見た「日本人と思われる人」と警察官から見た「外国人と思われる人」との比較である。

こうした比較において、北東アジアの国籍の在留外国人は、日本人と「見た目」では、外国人かどうかの判断が付きにくい。しかも、北東アジア国籍の在留外国人を含めて下記第2の2（2）記載の地域別の割付を行った場合、北東アジア国籍の在留外国人が半数近くを占めることとなり、本来想定している調査対象者である、「警察官から見た『外国人と思われる人』」が少なくなってしまう。

したがって、本調査において北東アジア国籍の在留外国人を含めることは、本調査の趣旨にそぐわないことから、北東アジア国籍の在留外国人はサンプルから除外した。

また、本調査では、過去5年間における職務質問の経験を尋ねており、日本での居住が過去5年に満たない在留外国人を含めると、比較の条件に齟齬が生じることから、在留外国人の調査対象者は、日本に5年以上の在住者に限定した。

(2) 在留外国人サンプルの割付について

一般的な日本人と外国人との比較調査であれば、国籍に関する割付においても、可能なかぎり出入国在留管理庁の統計上の比率に揃えるべきと思われる。しかしながら、出入国在留管理庁の統計では、在留期間が5年間の在留外国人の国籍について統計が存在しない。そこで、原則10年間の在住で永住許可申請ができることを考慮し、5年以上は確実に日本に居住しているはずの永住者の出身地域をベースとして割付を行った。具体的には、調査を依頼した時点での最新年度のデータである、2022年12月の在留外国人統計の第1表（国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人）を用いた。在留外国人統計に基づき、永住者400名を標本抽出した場合の、在留外国人サンプルの割付は図表1のとおりである（甲25・3頁）。

(図表1)

国籍（地域）	永住者数
アジア（北東アジア・ロシアを除外）	130人
ヨーロッパ	52人
アフリカ	12人
北アメリカ	44人
南アメリカ	153人
オセアニア	9人
合計	400人

上記の人数に基づいた地域別の割付を依頼したところ、
は自社のモニターから上記の図表 1 の割合にほぼ合わせて合計 4 2 2 人のサンプル数を回収した（甲 2 5 ・ 3 頁）。

3 日本人と在留外国人との間で職務質問を受けた経験について極めて大きな差が見られること

（１）単純集計の結果

過去 5 年の間に、職務質問を受けた経験がある人の割合について、日本人と在留外国人との間で大きな差が見られた。本調査では、Q 1 0（甲 2 5 ・ 3 2 頁及び 6 0 頁）として、以下の質問を設けている。

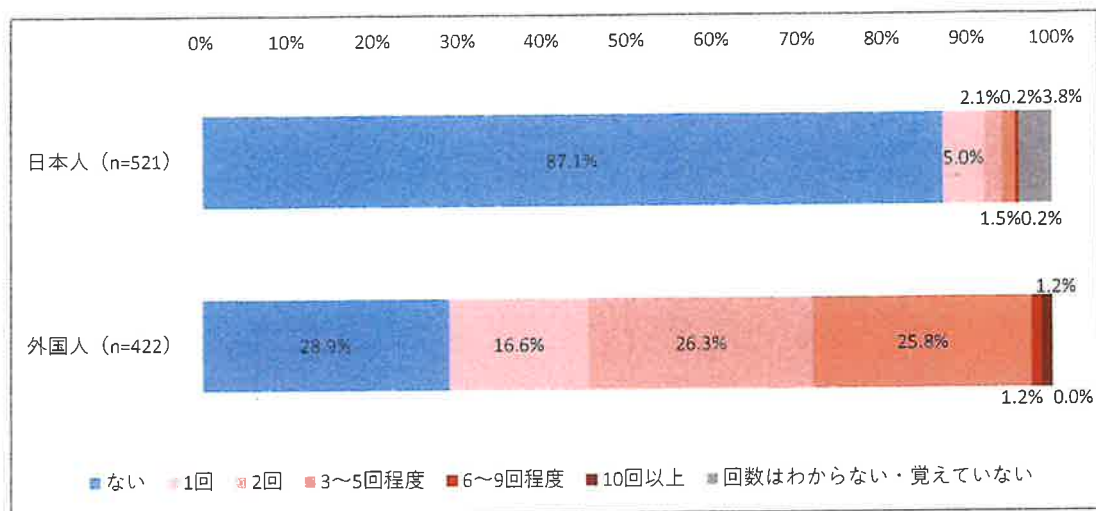
Q 1 0.

あなたは過去 5 年のあいだに、日本で警察官から公共の場や屋外などで質問されたことがありますか？ない方は「ない」、ある方はそのおよその回数をお答えください。（1 つを選択）

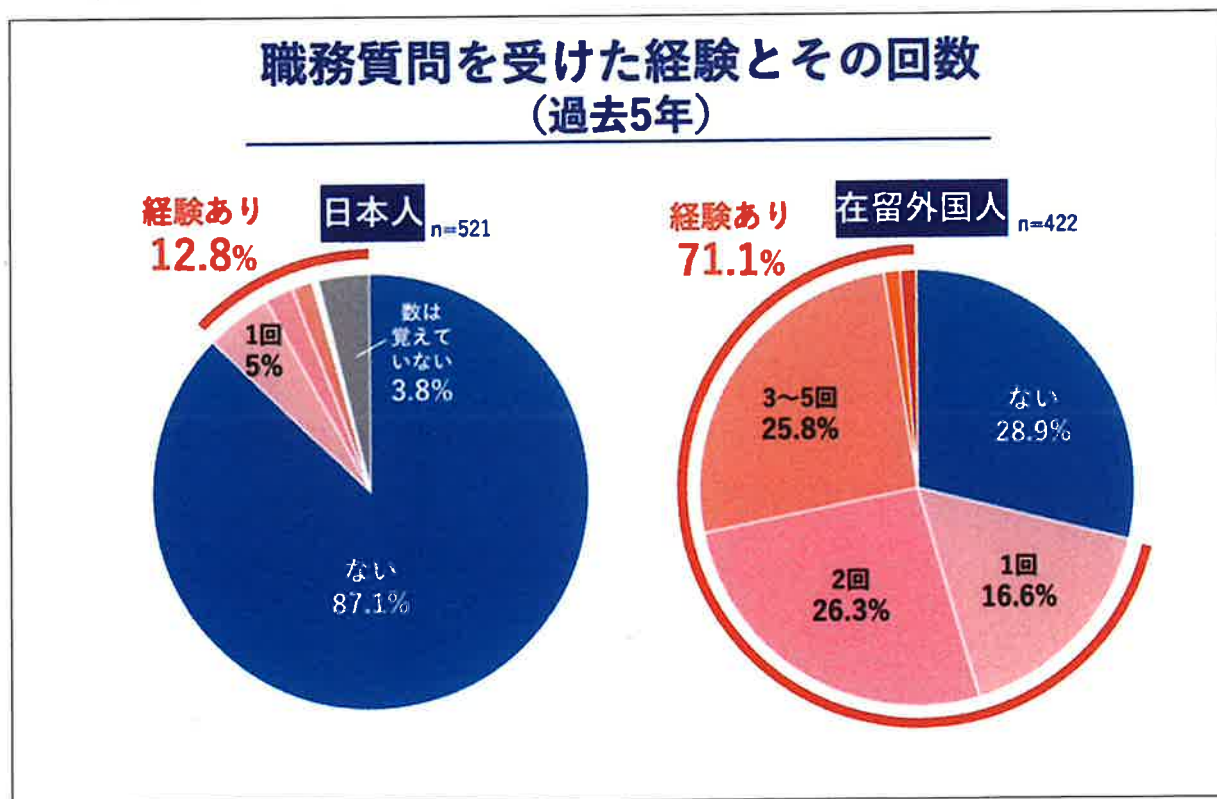
- ・ ない
- ・ 1 回
- ・ 2 回
- ・ 3 回～ 5 回程度
- ・ 6 ～ 9 回程度
- ・ 1 0 回以上
- ・ 回数はわからない・覚えていない

職務質問の経験が「ある（1 回以上）」と答えた日本人の割合は 1 2 . 8 %、職務質問の経験が「ある（1 回以上）」と答えた在留外国人の割合は 7 1 . 1 %であり、極めて大きな差が見られた（甲 2 5 ・ 1 1 頁）。単純集計の結果は、図表 2（甲 2 6 ・ 4 頁の図 1）及び図表 3（原告代理人において作成）のとおりである。

(図表2) 「日本人／外国人と職務質問の有無と回数」 (甲26・図1)



(図表3)



また、過去5年の間に職務質問を受けた回数を見ても、日本人と在留外国人との間には大きな開きがある。具体的には、日本人の中で職務質問の経験が「ある」の割合の内訳は「1回」(5.0%)、「2回」(2.1%)、「3～5回」(1.5%)、「6～9回」(0.2%)、「10回以上」(0.2%)、「回数は分からない・覚えていない」(3.8%)であった。これに対し、在留外国人の中の職務質問の経験が「ある」の内訳は「1回」(16.6%)、「2回」(26.3%)、「3～5回」(25.8%)、「6～9回」(1.2%)、「10回以上」(1.2%)、「回数は分からない・覚えていない」(0.0%)であった。

上記の単純集計の結果を踏まえると、在留外国人は日本人に比べて職務質問を受けた経験を有する者が顕著に多いと言える。意見書においても、「圧倒的多数の日本人が職務質問を受ける経験と無縁であるのに対して、多くの外国人が職務質問を受けているだけでなく、その回数も日本人より多い」と指摘されている(甲26・5頁)。

既に証拠でも提出し、意見書においても参照されている『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』(甲3・14頁)においては、過去1年間に1回職務質問を受けた割合が4.3%、複数回受けた割合が1.6%であり、本調査における日本人の職質経験の結果と近似した結果となっている。『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』は、日本全国20歳以上の男女2007人から回答を集めており、層化多段無作為抽出という信頼できる多くの社会調査で採用されている標本抽出方法を用いている(甲26・5頁)。

そのため、日本人の職務質問経験について、『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』と本調査が近似した結果が出ていることから、本調査の信頼性は裏付けられる(なお、意見書においては、『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』は、「選挙人名簿への記載はそもそも有権者に限定されており、調査時期の住民基本台帳には外国人が記載されていない。」点が指摘されているが(甲26・5頁注12)、これは、平成24年(2012年)に改正住民基本

台帳法等が施行され、その後は外国人も住民票（住民基本台帳）に記録されるようになったことから、平成19年（2007年）当時の住民基本台帳には外国人が記載されていないことを意味する。）。

さらに、同様に既に証拠でも提出した東京弁護士会「外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査」（甲2）においても、外国ルーツを持つ人の職務質問を受けた割合が62.9%であり、過半数を超えるという結果が本調査と同様に示されている（同6頁）。このように、「複数の社会調査によって共通の傾向の結果が得られたということは、実態を十分に反映している」点について、意見書でも指摘がなされている（甲26・4頁注7）。

（2）国籍以外の属性が職務質問の経験に影響を与えている可能性が低いこと

上記第2の3（1）記載の「在留外国人は日本人に比して職務質問を経験している割合が高い」という結果は、下記第2の3（2）ア～ウ記載のとおり、調査対象者の他の属性（性別、年齢及び居住地域）に影響されていない。意見書においても、「回答者の性別によって職務質問経験の有無の比較結果が左右されている恐れはほぼない」（甲26・6頁）こと、「日本人と外国人の年齢の違いを考慮しても、職務質問経験を有する外国人は日本人と比較して顕著に多いという比較結果は揺るがない」こと（甲26・8頁）及び「日本人回答者の居住地域の限定によって職務質問経験の有無の比較結果の正確さが損なわれている恐れは少ないと思われる」こと（甲26・8頁）が指摘されている。

ア 性別

上記第2の1（3）記載のとおり、日本人調査及び在留外国人調査の両方で男女比がほぼ同等に割り付けられているため、性別について日本人サンプル及び在留外

国人サンプルとの間で差があるとはいえず、性別の偏りによって調査結果に差が出たとは言えない。

意見書においても、「日本人（男性 51.1%、女性 48.9%）と外国人（男性 48.1%、女性 51.9%）との間に性別の比率で顕著な違いはなく、「回答者の性別によって職務質問経験の有無の比較結果が左右されている恐れはほぼないと思われる。」旨指摘されている（甲 26・6 頁）。

イ 年齢

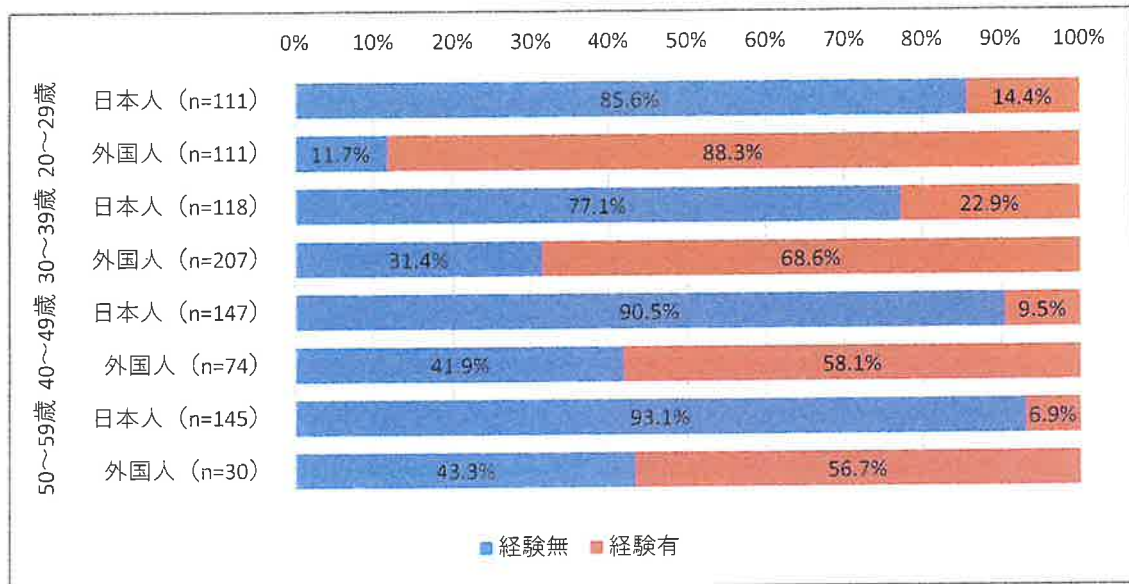
在留外国人調査の方が、日本人調査に比べて回答者の年齢が若い。具体的には、年齢階級の中央値を利用した加重平均だと外国人は 35.1 歳、日本人は 41.0 歳である（甲 26・6 頁）。

また、年齢階級と職務質問の経験に関連が見られた調査結果も存在することから（甲 3・14 頁）、国籍ではなく年齢階級が職務質問の経験の有無に影響を与えた可能性が存在するようにも思われる。

しかしながら、図表 4 記載（甲 26 の図 4・7 頁）のとおり、全ての年齢階級において、在留外国人の方が日本人に比べて明らかに職務質問経験を有する者の割合が著しく高い（甲 26・8 頁）。具体的には、「20～29 歳の日本人回答者で職務質問経験を有する者は 14.4% にすぎないのに対して、外国人では 85.6% もの回答者が職務質問経験を有している。同様に 30～39 歳では 22.9%（日本人）と 68.6%（外国人）、40～49 歳では 9.5%（日本人）と 58.1%（外国人）、50～59 歳では 6.9%（日本人）と 56.7%（外国人）と、他の全ての年齢階級においても日本人よりも外国人の方が職務質問経験を有する割合が著しく高」く、また、「外国人では全年齢階級において半数以上が職務質問経験を有する。」と言える（甲 26・8 頁）。

(図表 4)

「日本人回答者と外国人回答者の年齢階級別の職務質問経験の有無」 (甲 2 6 ・ 図 4)



したがって、日本人と在留外国人の年齢の違いを考慮したとしても、両者の間に職務質問経験の有無には顕著な違いがあり、「職務質問経験を有する外国人は日本人と比較して顕著に多いという結果は揺るがない」 (甲 2 6 ・ 8 頁)。

ウ 居住地域

居住地域については、仮に居住地域の相違の影響があったとしても、在留外国人と日本人との間における職務質問経験の差が顕著であるという結果は変わらない。

(ア) 本調査の調査対象者

まず、本調査の日本人回答者の居住地域は関東圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）に限定されているのに対して、在留外国人回答者には居住地域の限定はない。もっとも、在留外国人が関東圏の在住者が多いことからすれば、調査対象者も関東圏在住者が多いと予測される。

(イ) 本調査の結果で得られた日本人の職務質問経験割合が恣意的に下げられているということはないこと

そして、『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』によると、全国の職務質問経験者の平均割合が5.9%なのに対し（甲3・14頁）、東京を含む関東圏在住者の職務質問経験者の平均の割合は5.4%であり（甲26・8頁注18）、顕著な違いはない（甲26・8頁）。なお、『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』における関東圏は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県であり、本調査の関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都）とは若干異なるものの、「この違いによる調査結果への影響は微々たるものと思われる」点につき意見書でも指摘されている（甲26・8頁注19）。

また、関東圏の中での居住地域の割合は、本調査においては、関東圏在住者における人口比（都道府県別）で割付がなされている（甲25・6頁）ために、偏りはない。

すなわち、本調査の日本人サンプルが関東圏及び東京都在住者に限定されていたからといって、本調査の結果で得られた日本人の職務質問経験割合が恣意的に下げられているということはない。意見書においても、「日本人回答者の居住地域が関東に限定されていることによる影響は、ほぼ皆無か、仮にあったとしても微々たるものと推測される」点及び「日本人回答者の居住地域より職務質問経験の有無の比較結果の正確さが損なわれている恐れは少ないと思われる」点が指摘されている（甲26・8頁）。

(ウ) 在留外国人サンプルの居住地域の偏りの可能性を考慮したとしても結論に影響を及ぼさないこと

在留外国人回答者には居住地域の限定はない。一方、『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』によると、職務質問経験の割合は、最も低い中国地方（3.6%）から最も高い北海道（9.0%）及び東京都（9.0%）でそれなり

の開きがある（甲 3・15 頁）。とりわけ、東京都については、調査対象者となった在留外国人の多くが居住している可能性が現実的に高い。

また、上記第 2 の 3（2）ウ（イ）記載のとおり、比較対象である日本人サンプルの居住地域は、関東に限定されている（甲 25・3 及び 6 頁）。同じく、上記第 2 の 3（2）ウ（イ）記載のとおり、『パトロール活動・110 番通報等に関する世論調査』によると、東京都を含めた関東圏在住者の職務質問経験の平均割合は、5.4%である。それに対して、東京都の職務質問経験の割合は、9.0%であり（甲 3・15 頁）、確かに 2 倍近い開きがある。そのため、居住地域の偏りが日本人の職務質問経験と在留外国人の職務質問経験の差に影響を及ぼしている可能性は否定できない。

しかしながら、本調査では、「職務質問の経験がある」と答えた日本人の割合は 12.8%、「職務質問の経験がある」と答えた在留外国人の割合は 71.1%であり、これは極めて大きな違いである（甲 25・11 頁）。仮に、本調査の在留外国人の調査対象者の居住地域が東京都に大きく偏っていたとしても、日本人と在留外国人との間で職務質問経験に大きな開きがあることは変わらない。

したがって、本調査において日本人と外国人との間で回答者の居住地域の相違の影響が仮にあったとしても、職務質問経験を有する外国人の割合が日本人と比較して顕著に高いという結果に影響を与える程度のものではない。

4 検定結果

また、本調査では、Q10において、「職務質問を受けた経験がある」と答えた者の比率の差の検定を行ったところ、0.1%水準で高度に有意であるという結果を得ている（甲 26・5 頁注 9）。

これは、「99.9%の確率で在留外国人と日本人との間で職務質問を受けた経験の有無について差があることが偶然ではない。」ことを意味する。

仮説検定とは「研究者または実験者が考えた仮説に対して、与えられたデータからその正しさを統計的に考察するものである」（甲27：『改訂版 日本統計学会公式認定 統計検定2級対応 統計学基礎』・135頁、甲26・10頁）。

仮説検定を行う場合、まずは帰無仮説と対立仮説を設定し、「帰無仮説を棄却不可能な確率が極めて小さければ（任意に設定された基準である有意水準を下回れば）、帰無仮説は棄却され、対立仮説・・・（中略）・・・が採択される」（甲26・10頁）。

意見書においては、同調査結果について帰無仮説を、「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」とし、対立仮説を「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）」としている。そして、帰無仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」が棄却できるか否かを検討している（甲26・10頁）。

その結果、意見書においては、0.1%水準で高度に有意であると結論付けている（甲26・5頁注9）。

意見書においては、「帰無仮説『職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）』を棄却不可能な確率は0.1%より小さいということの意味」し、「帰無仮説を棄却し、対立仮説『職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）』を採択」する旨結論付けている（甲26・10頁）。

なお、比率の差の検定方法については、別紙記載のとおりである。

5 結語

以上の結果によれば、「職務質問の経験がある」と答えた日本人の割合は12.8%にすぎないのに比して、「職務質問の経験がある」と答えた在留外国人の割合は71.1%と極めて大きな差（約5.6倍）があり、統計的にも有意である。

また、性別、年齢階級及び居住地域を考慮したとしても、「職務質問経験を有する在留外国人は日本人に比して圧倒的に多い」という結論は揺らがない。このような顕著な差が存在するのは、本件運用が存在するからに他ならない。

したがって、本調査結果によれば、本件運用があることは明らかである。

第3 警察内部で本件運用があることを裏付ける証言が存在していること

当職らは、2024年8月30日に、2名の元警察官であった男性にインタビューを行い、聴取した（甲31：聴取報告書、甲32：聴取報告書）。同人らのインタビューの結果や、報道された他の証言などによっても、以下のとおり本件運用の存在が裏付けられる。

1 ノルマ制度の存在

愛知県警察に所属する警察官であった男性は、当時、所属の警察署には「タル」と呼ばれるノルマ制度が存在し、当該ノルマ制度である「タル」を伸ばすことが大きな課題であったと供述している（甲31：聴取報告書・1及び2頁）。

「タル」は「トータル」の略である。例えば交通違反の検挙や少年補導などをすると点数が加算され、目標となる合計数字が毎月定められており、中でも重要視されるのが職務質問の「タル」であったという。「タル」が足りない警察官は、ノルマを達成するまで職務質問をさせられ、休みを返上して職務質問をさせられたこともあったという（甲31・1及び2頁）。

「タル」については、「『数字になる犯罪』と『数字にならない犯罪』があり、オーバーステイや自転車の盗難、軽犯罪法違反は前者」であったという元警察官へのインタビュー記事も存在する（甲33：「外国人を狙えば数字稼げる」警察のレイシャル・プロファイリングを生む「ノルマ制度」の弊害）。

「タル」は職務質問を行った警察官の人数で割るものであった。例えば、警察官2名で1人を職務質問して検挙すれば、「タル」は0.5ずつ割り振られる。「タ

ル」によって個人の成績が目に見えるため、「タル」は昇進にもかかわるものであった。残業代についても、実際の残業時間に応じて発生するものではなく、「タル」が多い人は残業代を多くもらえ、タルが少ない人は受け取れる残業代が少ないという印象を元愛知県警察の男性は抱いていたという（甲 3 1・1 及び 2 頁）。

また、別の元警察官の男性も、ノルマ制度があったと供述している。同人は、ノルマは、「最低月 1 点をあげなさい」と上司から言われており、犯罪者によって、ノルマの点数は異なっていたと供述する（甲 3 2・2 頁）。点数表も存在しており、同人は、点数表は、警察本部が所管しているのではないかと記憶しているという（甲 3 2・2 頁）。

同人は、元愛知県警察の男性と同様に、ノルマ制度が昇進にもかかわっていたと供述する。即ち、「ノルマは勤務評定に反映されるので、点数が多いと昇進しやすく、「自分の希望地に配転されたり、ボーナスに加算されたりすることもあり、「ノルマの点数は、超過勤務の割り当てにも影響していた」という（甲 3 2・2 頁）。

2 ノルマを稼ぐために外国人を対象に職務質問を行う運用がなされていたこと

元愛知県警察の男性は、「タルを稼ぐために、いかに効率よく職務質問をするかを考えていた」という（甲 3 1・2 頁）。同人は、「職務質問をする数が多ければ多いほど、検挙できる確率が上がるので、職務質問は数をこなす必要があり」、

「自転車に乗っている人に声をかけ続けていれば、いつか自転車泥棒に当たるだろう」というのと同様の考えで、「外国人を見つけたら職務質問をする、という習慣をつけて職務質問をしていれば、いつかはオーバーステイの外国人に当たる」という発想で職務質問を行っていたという（甲 3 1・2 頁）。

このような外国人をターゲットとした職務質問は、個人の警察官が「タル」を稼ぐために行っているものではない。元愛知県警察の男性は、「過去に若手の警察官がオーバーステイを職務質問し、逮捕に至った場合に、捜査書類に『不審な外国人

がいたため職務質問をした』と書いたところ、現場にも行っていない上司に『警察官を見て目を逸らした』と訂正された」ということもあったと供述しており（甲31・2及び3頁）、警察官職務執行法2条1項における不審事由の要件を充たさない職務質問があったとしても問題なく、書類作成の段階において不審事由を作り出すことが組織として常識となっていたという（甲31・2及び3頁）。

また、元警察官幹部の男性へのインタビュー記事によると、「『外国人』を狙って職務質問する最大の目的は、警察署管内にいる全ての外国人の個人情報を把握すること」であると供述している。同警察元幹部の男性によると、「地域課の警察官は、職務質問の時に在留カードを確認して終わりではなく、外国人の個人情報を集めて、警備課に報告していた。警備課は、管内で生活する外国人が誰とどこに住んでいて、どこで働いているかという情報がほしい。勤務先がわかり、さらに新たなヤードが判明すると、それが警備課の『点数』になる。」と述べており、外国人に対する職務質問が「点数」になることを明らかにしている。同元警察幹部の男性は、「警備課としては、外国人の不法就労やオーバーステイ（超過滞在）を検挙することよりも、管内にいる外国人の就労場所を把握することが実績になり、評価される。だから職務質問する時に異常な挙動も周囲の事情も関係なく、外国人を見かけたら誰でも声をかけ、情報を集めるよう現場の警察官に指示していた」という（甲34：『あいつらは何かやる』。外国人には『とりあえず職質』、その狙いは。元警察幹部が証言）。

同様に、元警察官へのインタビュー記事では、「『外国人だから声をかけたのですか』と聞かれたら、『目をそらしたように見えたから』『警察官を気にしているようだったから』など、建前上の理由を適当に答えるだけ」であったと記載されているものも存在する（甲33）。

別の元警察の男性も、不審事由の有無については、書類化する際にいくらかでも書き換えられると供述している。具体的には、「『見た目が外国人なので職質した』と無線で報告しても、あとから『目をそらしていたから職質した』といったふうに

適当に上司が書き直すこともあり、上司から「自分が『不審だな』と思ったら、それが不審事由だ」告げられていたという（甲３２・３頁）。

このような元警察官の証言からは、被告らの警察組織内部において、ノルマ制度が存在し、外国人を狙い撃ちにするよう組織的な運用が存在すると同時に、そのような運用、即ち本件運用に基づき、現場の警察官がノルマを効率的にこなすために外国人を狙い撃ちにしていたことが裏付けられる。

３ 外国人取り締まり強化月間の実施

また、訴状２１及び２２頁記載のとおり、外国人への職務質問を推奨する「取り締まり強化月間」も存在していた（甲１０）。外国人取り締まり「強化」という言葉からも分かるように、同月間は、日常的に外国人を、「罪を犯す潜在的犯罪者予備軍」として扱っていた運用があることを前提としていたものである。すなわち、外国人を狙い撃ちにして取り締まりを「強化」する慣習が存在していたものであり、「外国人取り締まり強化月間」の存在は本件運用を強く推認させるものである。

元警察官の男性も、外国人を狙い撃ちにした職務質問を推奨する「外国人取り締まり強化月間」というものが存在していたと述べている。「外国人取り締まり強化月間」の期間中は、署長が外国人に対して在留カードの確認や、所持品検査を徹底するよう指示しており、「外国人に不審事由がなくても職務質問するのが当たり前」であったという（甲３２・３頁）。同人は、「外国人取り締まり強化月間」については、警察本部から通達が出され、署内で訓達として指示が出され、署内の警察官に対しては朝礼で知らされ、訓達は紙で配布されたと供述する（甲３２・３頁）。

また、元警察幹部によるインタビュー記事では、「外国人取り締まり月間や職務質問の強化月間に加えて、強化月間前の『準備月間』も毎年あり、ある幹部は外国

人を日本人と『区別』するようにと伝えていた」という証言も存在する（甲 3 4）。

4 小括

これらの元警察官の証言やインタビュー記事の存在からすれば、被告らの警察組織内部において、ノルマ制度により外国人を狙い撃ちにして職務質問をしていたことが明らかであり、本件運用が存在することを裏付けるものである。

第4 外国ルーツの人たちから本件運用を裏付ける多くの証言があること

また、本件運用の存在は、本邦で暮らす様々な外国ルーツの人たちの多くの体験からも裏付けられることになる。この点は、準備書面 7 において、各証拠を引用しながら詳細に論じるものとする。

第5 被告らの内部文書についての説明について

原告は訴状において、全国的に警察では本件運用が教示・推奨されているとして、愛知県警の執務資料のほか、各種警察関連の文献における記載をその裏付けとして指摘した。これに対し、被告らは部分的に釈明するので、反論する。

1 被告愛知県「若手警察官のための現場対応必携」について

被告愛知県は、原告が提出した愛知県警察本部地域部地域総務課編の「執務資料 若手警察官のための現場対応必携」（甲 4）について、①現在は廃棄されているため所持していないため当時の現場対応必携との同一性については不知と述べる一方で、仮に事実であったとしても、②平成 20 年前後が愛知県警における来日外国人の特別法犯取締件数が最も多かったという時代背景があったとか、③「職務質問の要件を満たすものとして職務質問を実施したにもかかわらず、言葉が通じないため

に職務質問の犯罪発見機能が十分に発揮されない事態」の対応の心構え等を特に記載したにすぎないなどと述べる。

まず、①甲4の当時の現場対応必携との同一性については、現在使われているとされる乙3とのその形式や文体、内容の酷似具合からすれば、これが愛知県警で使われていた現場対応必携とは異なる可能性は極めて低いというべきである。また、被告愛知県がいう②平成20年の来日外国人をめぐる時代背景が影響しているという主張も、被告愛知県は当該現場対応必携が改訂されたのが令和4年より以前ということしか明らかにせず、結局いつからいつまでこれが使われていたのかについて不明である以上（被告愛知県準備書面（3）1ページ）説得的な理由とはなりえない。時代背景など関係なくこの執務資料が用いられてきた可能性も十分ある。

そもそも、被告愛知県が提出した現在も用いているとする執務資料（乙3）の同一項目「不良来日外国人の発見」（66ページ）の記載も、本件運用を教示・推奨しているという点においては甲3の記載と大きく変わるものではなく、

一見して外国人と判断され、日本語が分からない素振りをする者は、
不法残留、不法在留、旅券不携帯、薬物所持・使用、拳銃刀剣・ナイフ携
帯等
何らかの不法行為を犯しているとの疑いを持ち、徹底した追及所持品検査
を行う

との記載がある。「日本語が分からない素振りをする」と書かれてはいるが、日本語を解して分からない素振りをしているのか、本当に日本語が分からないのかは容易には判別できないはずであるから、結局のところこの記載は、一見して外国人の見た目をしており、日本語が通じない人間に対しては、それだけで「何らかの不法行為を犯しているとの疑いを持」つように教示し、実際に「徹底した追及」（すなわち職務質問である）や「所持品検査」を行うことが指示されていると解釈され

る。つまり明確な本件運用の教示であり、指導である。被告愛知県は現在では、来日外国人による取締件数が、遥かに低下し、全体を占める割合からみればはるかに小さくなっていることを自認しながら（乙Ｃ２）、依然としてそのような記載がなされている執務資料を若手警察官向けに配布し、本件運用の強化を図っているのである。乙Ｃ２の存在は、以前に行われていた本件運用が現在では改まっていることを示すものでは全くなく、むしろ平成２０年以降現在でも継続して本件運用が存在し続けていることを裏付けるものとなっている。

なお、被告愛知県は、乙３において「具体的実施要領」の留意事項に「容易に外見のみで職務質問をした場合、「差別を受けた」などの抗議を受ける場合があり、社会問題や国際問題に発展する可能性がある」と書かれており、これがあたかも本件運用の存在に反するものであると主張するようである（被告愛知県準備書面

（２））。しかしこの留意事項には、外見のみで職務質問をしてはならないとは書かれておらず、またそれが不当であるとも書かれておらず、単に「抗議を受けて、問題に発展する可能性がある」ということを示唆するだけの書き方をしている。なぜ、同実施要領の他の箇所においては「・・・する」とか「・・・しないこと」と行為規範が明確に書かれているにも関わらず、この部分においてはこのような事実の適示に留めた趣旨の不明確な記載をしているのだろうか。それはそのような行為を止めることに目的があるのではなく、そのような行為について批判を受けないように注意して実施することを示唆するためとしか考えがたい。

次に、被告愛知県の、③当該マニュアルが「職務質問の要件を満たすものとして職務質問を実施したにもかかわらず、言葉が通じないために職務質問の犯罪発見機能が十分に発揮されない事態」の対応の心構え等を特に記載したにすぎない」との反論についてであるが、その趣旨も不明であるし、なぜそのことが正当化の理由となるのか容易に理解し難い。警職法２条１項の要件は、職務質問を開始する時のみにあればその後の職務質問はすべて許されるとするものではない。当然職務質問継続の要件でもある。当該マニュアルは、外国人であり日本語が通じない場合には、

それをもって不法行為があるもの、すなわちそれによって不審事由を認定した上で、職務質問を継続し、さらには所持品検査までを実施すべきとしていることは明らかであって、本件運用の教示であることは間違いない。

なお、この③が正当化事由として認識・言及されていること自体、被告愛知県の人種差別に対する意識を示すものとして大きな問題であることを付言しておきたい。仮に不審事由を認められる場合であっても、「一見して外国人と判断され、日本語が分からない素振りをする者は、不法残留、不法在留、旅券不携帯、薬物所持・使用、拳銃刀剣・ナイフ携帯等何らかの不法行為を犯しているとの疑いを持ち、徹底した追及所持品検査を行う」ということを心構えとして説くことは、すなわち職務質問において外国人であることを理由としてより不利益を与える差別的取り扱いを推奨するものである。外国人であれば確実に「不法残留、不法在留、旅券不携帯」をしていることなどありえず、また外国人が日本人よりも「薬物所持・使用、拳銃刀剣・ナイフ携帯等何らかの不法行為」をする蓋然性が高いなどの事情もないから、合理的理由のない差別に他ならず、憲法14条1項に違反することは明白である。

2 その他警察官向け各種文献

被告愛知県も、被告東京都も、原告が指摘した警察内部において本件運用が行われていることを前提とした警察官向けの各種文献の存在や、その記載について何ら認否も言及もしない。反論の材料も見当たらないからと思われる。被告東京都や被告愛知県における職務質問の運用において、これら文献の記載が影響しないことについての主張立証がない限り、これら存在もまた本件運用の裏付けとされるべきである。

第6 まとめ

以上述べてきたように、日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査において5.6倍という顕著な差が出ていること、元警察官らから本件運用を裏付ける多くの証言が存在していること、被告愛知県においては本件運用を教示・推奨する現場必携を現在も使用し続けていることなどからすれば、本件運用が存在していることは明らかである。

以上

比率の差の検定においては、下記の式から検定統計量 Z を用いる（甲 2 7 : 『改訂版 日本統計学会公式認定 統計検定 2 級対応 統計学基礎』・ 1 5 6 ~ 1 5 7 頁、甲 2 8 : 『基本統計学』・ 2 5 7 ~ 2 6 0 頁、甲 2 9 : 『社会調査法入門』・ 1 9 9 ~ 2 0 2 頁）。

1 群目の標本比率を $\hat{p}_1$ 、サンプルサイズを n_1 、2 群目の標本比率を $\hat{p}_2$ 、サンプルサイズを n_2 とする。また、この式では 2 つの標本比率を 1 つにまとめた標本比率 $\hat{p}$ を使う。

記

$$Z = \frac{\hat{p}_1 - \hat{p}_2}{\sqrt{\hat{p}(1 - \hat{p})\left(\frac{1}{n_1} + \frac{1}{n_2}\right)}}$$

以上

2 つの標本比率を 1 つにまとめた標本比率 $\hat{p}$ は下記の式から求める。（甲 2 7 ・ 1 5 6 ~ 1 5 7 頁、甲 2 8 ・ 2 5 7 ~ 2 6 0 頁、甲 2 9 ・ 1 9 9 ~ 2 0 2 頁）。ここで x_1 は $\hat{p}_1$ に対応する度数（実数）、 x_2 は $\hat{p}_2$ に対応する度数（実数）である。

記

$$\hat{p} = \frac{x_1 + x_2}{n_1 + n_2}$$

以上

以上を踏まえ、「職務質問を受けた経験がある」という調査結果に基づいた標本比率 $\hat{p}_1$ 、 $\hat{p}_2$ 及び $\hat{p}$ は下記のとおりである（甲 2 5 ・ 1 1 頁）。

記

$$\hat{p}_1 = \frac{67}{521} \approx 0.1286$$

$$\hat{p}_2 = \frac{300}{422} \approx 0.7109$$

$$\hat{p} = \frac{67 + 300}{521 + 422} = \frac{367}{943} \approx 0.3892$$

以上

これらの標本比率とサンプルサイズを用いて検定統計量 Z を求めると、以下のとおりとなる。

$$Z = \frac{0.1286 - 0.7109}{\sqrt{0.3892(1 - 0.3892)(\frac{1}{521} + \frac{1}{422})}} \approx -18.24$$

検定においては、「帰無仮説から遠い領域を棄却域(rejection region)と定め、検定統計量がこの域に入っていれば、帰無仮説は棄却される」(甲30:『統計学』・315及び316頁)。「帰無仮説のもとで導かれた検定統計量の分布において、棄却域の面積を有意水準と呼」(甲30・316頁)び、「帰無仮説が棄却されたときに、検定は統計的に有意(statistically significant)である」と言える(甲30・317～318頁)。

比率の差の検定においては、標本比率の差は、近似的に正規分布に従う(甲27・156～157頁、甲28・258頁、甲29・200～201頁)。

有意水準0.1%における臨界値は ± 3.291 である(甲30:『統計学』・316頁及び付表4・451頁)。 $Z = -18.24$ は臨界値を超え、棄却域に入っていることから、「有意水準0.1%において、帰無仮説を棄却し、対立仮説を採択する」という結果となる。

以上